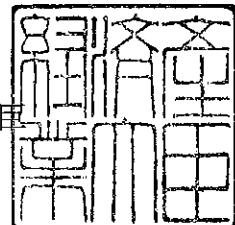


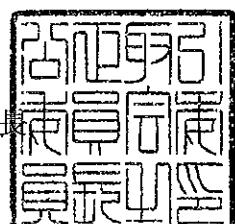
平成19・03・07中第3号  
公取企第19号  
平成19年3月23日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



### 下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにはばらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、下請事業者においては、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等に直面しており、製造コスト等の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況が依然として見られるなど、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしづ寄せを受けることがないよう、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の運用に努めてきたところであります。

具体的には、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額する行為）、買いたたき（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）、割引困難な手形（長期手形）の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めております。

こうした中にあって、先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、下請取引の一層の適正化を推進することとされました。

つきましては、貴団体におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請事業者への不当なしづ寄せが生ずることのないよう、上記趣旨及び別紙1の事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化について、引き続き強力に指導されるよう強く要請いたします。また、貴団体所属の下請事業者に対しましては、下請取引に関し親事業者による不公正な取引を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口に相談するよう指導方お願いします。

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付するとともに、注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存しなければならない。（法第3条、第5条）

#### 2 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。

（法第2条の2）また、支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年利14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払わなければならない。（法第4条の2）

#### 3 受領拒否の禁止

納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒んではならない。（法第4条第1項第1号）

#### 4 下請代金の支払遅延の禁止

支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延させてはならない。（法第4条第1項第2号）

## 5 下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないのに、下請代金を減額してはならない。（法第4条第1項第3号）

単価の改定（引下げ）について合意した場合は、新しい単価が決まった日以降の注文からこれを適用しなければならない。

## 6 返品の禁止

取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせてはならない。（法第4条第1項第4号）

## 7 買いたたきの禁止

同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。（法第4条第1項第5号）

## 8 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させてはならない。（法第4条第1項第6号）

## 9 報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをしてはならない。（法第4条第1項第7号）

## 10 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除してはならない。（法第4条第2項第1号）

## 11 割引困難な手形の交付の禁止

下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第2号）

手形期間は、原則として、繊維業にあっては90日以内、繊維以外の業種にあっては120日以内とされている。（通達：41公取下第169号及び233号、41企庁第339号及び467号）

## 1 2 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第3号）

## 1 3 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第4号）

## (別紙2)

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900-8530	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(代)
中小企業庁 取引課	100-8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 第一合同庁舎	06-6966-6023(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市サンポート3-33	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)

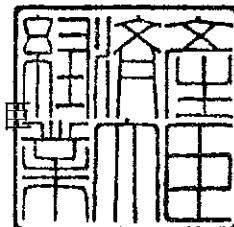
# 経 濟 産 業 省

平成19・03・07中第3号

平成19年3月23日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



## 下請事業者への配慮等について

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにはばらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、下請事業者においては、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等に直面しており、製造コスト等の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況が依然として見られるなど、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

したがいまして、以下のとおり下請事業者への配慮等についてよろしくお願ひします。

### 1. 振興基準の遵守について

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところであります。先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、下請取引の適正化のため「取引価格の決定において下請事業者に十分配慮するよう要請」することとされました。

つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分御理解いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、以下の事項を始めとする「振興基準」の遵守につき御指導いただくとともに、特に役員等責任者が率先して社員教育等を行い、「振興基準」の幅広い社内周知に努められることを御指導いただくようお願いします。

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労

働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。

- (2) 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとすること。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
- (3) 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき下請事業者から承諾を求められた場合には適切に対応すること。

## 2. 周知に関する具体的な取組について

また、「振興基準」の周知に当たりましては、貴団体所属の事業者に対して更なる周知徹底を図る観点から、貴団体が実施された周知に係る具体的な取組内容等をホームページ等で公表していただくようお願いします。

## 3. 取引マッチングシステムの利用について

「成長力底上げ戦略」構想においては「下請の取引拡大のための支援」が位置付けられており、財団法人全国中小企業取引振興協会が、インターネットを活用した取引マッチングシステム（ビジネス・マッチング・ステーション）を本年4月から立ち上げることとしております。

本システムを有効に機能させていくため、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの積極的な参加について呼びかけていただくようお願いします。

## 振興基準

### 前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者とともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす

等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力をを行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていこうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくた

めには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力をを行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

## 第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

### 1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に入材・労働力の確保を図るためにには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

### 2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

## 第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

### 1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等の経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

### 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

- (1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
- (2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。
- (5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。
- (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

### 3) 発注の安定化等

- (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。  
また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

### 4) 納期、納入頻度の適正化等

- (1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。
- (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなつた場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

### 5) 発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手続事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

### 6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。
- (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

### 7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大

幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

### 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

#### 1) 施設又は設備の導入

- (1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力をを行うものとする。

#### 2) 技術の向上

- (1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。
- (2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。
- (3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。
- (4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。
- (5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。
- (6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力をを行うものとする。
- (7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考え方を踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

#### 3) 経営管理等の改善

- (1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、値段分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力をを行うものとする。

#### 4) 事業の共同化

- (1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

#### 5) 情報化への積極的対応

- (1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にこれに積極的に対応していくことが必要である。
- (2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力をを行うものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
  - ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
  - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
  - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
  - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
  - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
  - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
  - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

#### 1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について隨時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
- (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。
- (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
  - ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
  - ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
  - ③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

## 第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団

体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。

また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。

(5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、隨時、協議を行うものとする。

## 第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

### 1) 一般的留意事項

#### (1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

#### (2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

#### (3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

#### (4) 国等の他の施策との関連

① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。

③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。

④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。

⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

#### (5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。

② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関から

の指導、助言に十分に協力するものとする。

(6) 売掛債権の譲渡承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

(7) 知的財産の取扱いについて

① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。

③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

(1) 國際化の進展に伴う留意点

① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。

イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。

ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。

② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。

イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。

ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力をすること。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。

② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

### 附 則

1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
2. 平成3年2月8日付け3企庁第108号は廃止する。

# 成長力底上げ戦略（基本構想）一概要一

## I. 基本的な姿勢

### 1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

### 2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・単に「結果平等」を目指すような格差は正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

### 3. 3本の矢 ー「人材投資」を中心

#### 【人材能力戦略】

- ・「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

#### 【就労支援戦略】

- ・「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指しているながら、その機会に恵まれない人」への支援

#### 【中小企業底上げ戦略】

- ・「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

## II. 戦略の基本構想

### 1. 人材能力戦略 ー“能力発揮社会”の実現ー

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

#### (1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

#### (2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

#### (3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

## **2. 就労支援戦略 ー「「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施ー**

- 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、  
公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可  
能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

### **(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定**

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標  
を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合  
的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

### **(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ**

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備  
を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

## **3. 中小企業底上げ戦略 ー生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用ー**

- 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策  
と雇用政策の一体的運用を行う。

### **(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成**

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低  
賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

### **(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ**

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② I T 化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

### **(3) 最低賃金制度の充実**

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の  
罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

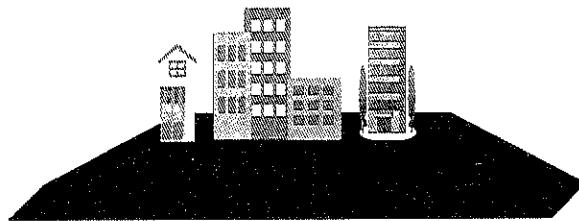
## **4. 戰略の推進体制 ー官民一体となった推進体制を国・地方で構築ー**

### **(1) 戰略推進体制の整備**

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

### **(2) 戰略の進め方**

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備  
及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22  
年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。



## 成長戦略の一環として、中小企業の生産性向上を通じて賃金の底上げを推進

★小規模零細企業等、中小企業の底辺にも目配せした新たな中小企業政策をきめ細かく展開。

### ①下請取引の適正化

(成長の成果を、大企業から中小企業に)

生産性向上の成果を中小事業者にも波及させ、全体の底上げを図るために、下請取引の一層の適正化が重要。

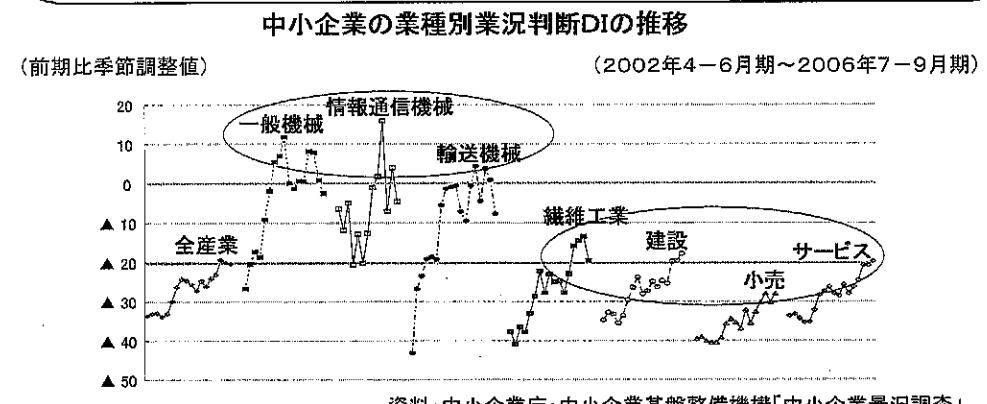
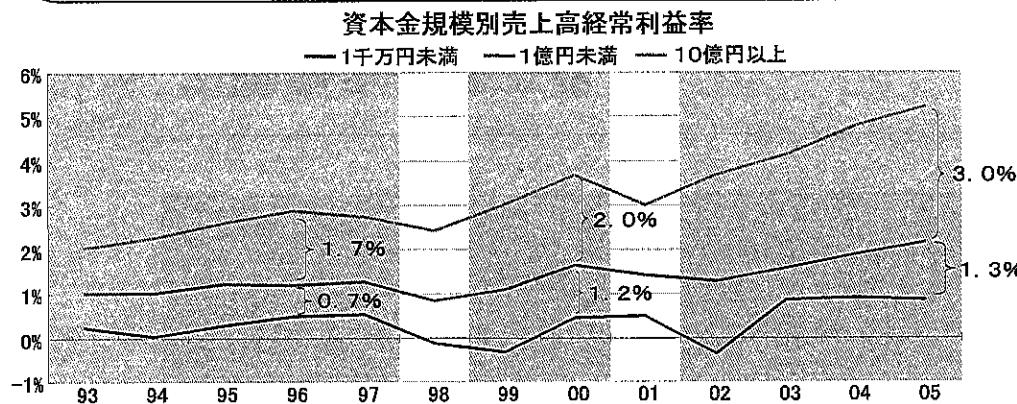
### ②IT化・機械化・経営改善

他方、個々の中小企業のIT化・機械化を通じた経営改善の取組も重要。

### ③中小サービス業等への取組

特に、生産性が低い中小サービス業・流通業・建設業等における生産性向上については、更に対策を強化。

### ④中小企業の人材能力の向上



資料：中小企業庁・中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

# 生産性向上のための具体的取組の概要

## 1. 下請取引の適正化

- a. 業種ごとに下請取引の適正化のためのガイドラインを策定・遵守を指導
- b. 独禁法及び下請法による取締強化
- c. 取引価格の決定において下請事業者に十分配慮するよう要請
- d. 下請けの取引先拡大のための支援

## 2. IT化・機械化・経営改善

- a. 「生産性向上特別指導員」による経営改善やIT導入のためのコンサルティング  
(あわせて小規模事業者データベースを構築)
- b. 設備投資等のための金融・税制
- c. 小規模零細企業同士の共同事業化

## 3. 中小サービス業等への取組

- a. 自動車、電子機器など、生産性の高い製造業におけるノウハウを移転
- b. ファンドによるサービス業の生産性向上投資への資金提供

## 4. 中小企業の人材能力の向上

## ①下請取引の適正化

★生産性向上の成果を中小事業者にも波及させ、中小企業全体の底上げを図るために  
は、下請取引の一層の適正化が重要。本件については早急に措置。

( i ) 下請取引適正化のために、情報通信機器産業、繊維産業、自動車産業、ソフトウェア  
産業、コンテンツ産業等のトップを招集し、ガイドラインの策定・遵守を指導。

○**産業界の積極的な参加の上、ガイドラインの策定、普及、遵守が重要**

( ii ) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の「買いたたき」に関する内容をより  
具体化・拡充。

( iii ) 下請の適正な取引環境を整備するため、独禁法及び下請法による取締強化。

○**トップから現場レベルに至るまでの法令遵守意識の徹底が重要**

( iv ) 取引価格の決定における、下請事業者に対する十分な配慮(下請中小企業振興法に  
基づく「振興基準」の遵守)を親事業者に要請。

○**十分な配慮の上、親事業者と下請事業者が協議し取引価格を決定することが重要**

( v ) 下請事業者の取引先拡大のため、売り手・買い手の効率的なマッチングを支援。

○**本システムが有効に機能するためにも、発注企業の積極的な参加が重要**